

平成22年度 夏休み水泳教室

泳げない子を少なくし、体力増進を目的として、水泳教室を開催します。

きちんと泳げることで、水難事故の防止に役立つだけでなく、海に面するわたしたちの「まち」を少しでも好きになって欲しいと考えています。

※募集は、学校を通じて行います。対象学年以外の学年で希望される場合も、ご相談ください。

※下記の開催時間中は、一般開放はしませんのでご注意ください。

図 教育委員会 スポーツ振興課 ☎050(3381)5084
 加津佐教育振興班 ☎050(3381)5194
 口之津教育振興班 ☎050(3381)5184
 北有馬教育振興班 ☎050(3381)5164
 西有家教育振興班 ☎050(3381)5154
 有家教育振興班 ☎050(3381)5144
 布津教育振興班 ☎050(3381)5134
 深江教育振興班 ☎050(3381)5124

開催地	期 日	開催時間	対象学生	お 問 い 合 わ せ
口之津プール	7月21日(水)~23日(金)	13:00~15:00	4~6年生	教育委員会 口之津教育振興班 教育委員会 加津佐教育振興班
布津小学校プール	7月21日(水)~23日(金)	10:00~12:00	1~3年生	教育委員会 深江教育振興班 教育委員会 布津教育振興班
		13:00~15:00		
有家小学校プール	7月29日(木)~31日(土)	10:00~12:00	1~3年生	教育委員会 有家教育振興班
		13:00~15:00		
堂崎小学校プール	7月29日(木)~31日(土)	10:00~12:00	1~3年生	教育委員会 西有家教育振興班
西有家中学校プール		13:00~15:00		
南有馬運動公園プール	8月4日(水)~6日(金)	10:00~12:00	4~6年生	教育委員会 スポーツ振興課
北有馬中学校プール	8月4日(水)~6日(金)	13:00~15:00	4~6年生	教育委員会 北有馬教育振興班

島原翔南高校 パソコン講座 ~初級~

県民の皆さんの学習要求にこたえて、県立学校のもつ教育的・文化的機能や施設を広く地域社会に開放し、住民の一般教養や専門的知識・技能を高め、生涯教育の推進と地域文化の向上を図ることを目的として実施します。

図 県立島原翔南高校 パソコン講座係 担当…前田 高志
 ☎0957(82)2285
 〒859-2212 南島原市西有家町須川810番地
 ●主催 長崎県教育委員会 ●主管 県立島原翔南高等学校・南島原市教育委員会

対 一般成人(初心者)
 定 30人(応募多数の場合は抽選)
 日 午後6時30分~8時30分(各2時間 計5回)
 8月2日(月) Excel2007の基本操作
 3日(火) 簡単な表の作成(1)・基本的な関数の入力
 4日(水) 簡単な表の作成(2)・グラフの作成
 5日(木) Word2007の基本操作
 6日(金) 暑中見舞い・年賀状の作成
 図 県立島原翔南高等学校
 料 900円(教材費。初日に徴収します)
 ●持参品…筆記用具
 講 師…県立島原翔南高等学校 商業科教員
 ●申込期間…7月1日(木)~23日(金)
 申 込「往復ハガキ」に氏名・年齢・住所・電話番号を記入のうえ、お申し込みください。

第5回 南島原市民スポーツ大会

2010年 7月11日(日)~9月5日(日)

- 会 場 市内体育施設(島原市の施設利用競技あり)
- 総合開会式 7月18日(日) 午前8時30分~
原城文化センター

図 教育委員会 スポーツ振興課 ☎050(3381)5084

父子家庭にも児童扶養手当が支給されます

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

●父子家庭の支給要件

父が、次のいずれかに該当する同一生計の子ども(注)を監護する場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他

※支給要件の詳細は、お問い合わせください。

●手当額(月額)

支給資格者が監護・養育する子どもの数や支給資格者の所得などにより決められます。

- 児童1人の場合
- 全部支給：41,720円
 - 一部支給：41,710円
 - 児童2人以上の加算額
 - 2人目：…5,000円
 - 3人目以降1人につき：…3,000円

甲 7月14日(水)から、こども未来課(有家庁舎)、市民サービス課(西有家庁舎)または各支所(有家支所を除く)で申請を受け付けます。

●申請に必要なもの

支給資格者および該当する子どもの戸籍謄本、所得証明書(平成22年1月1日現在南島原市に在住の場合は不要)、預金通帳の写し(支給資格者名義)、印鑑、その他、状況に応じて必要な書類が違いますので、事前にお問い合わせください。

●支給開始日

*11月30日までに申請すると次の取り扱いとなります。
 ・平成22年7月31日までに支給要件に該当している人は、11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
 ・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した人は、11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。



※支給は、8月から11月分を12月に、以降4カ月分ごとにまとめて支給します。

児童扶養手当とは?

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に関与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

